

令和6年4月

就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）対象者様
上記職場実習・体験（インターンシップ）受入事業所様

宮崎労働局

上記職場実習・体験中の事故について、以下の保険に加入しておりますので、概要をご連絡
します。詳しくは、保険会社のパンフレットをご覧ください。
また、事故の際は労働局にご連絡ください。

1. 国内旅行傷害保険（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

<補償内容>

インターン対象者がインターン受入事業所における実習実施中及びインターン受入事業
所とのインターン対象者の自宅の往復途上に偶然ケガをしたことが原因で、事故の日か
ら180日以内に医療機関を受診し入院・通院・手術した場合および死亡・後遺障害を負っ
た場合に補償対象となります（詳細は国内旅行傷害保険パンフレットの3ページ目をご
覧ください）。

<主な補償対象外の場合>

インターン対象者の故意・重大な過失、闘争（ケンカ）行為・自殺行為・犯罪行為、無免
許運転・酒気帯び運転・薬物服用運転、地震・噴火・津波、むちうち・腰痛等で医学的
他覚所見のないもの等（詳細は国内旅行傷害保険パンフレットの4ページ目をご
覧ください）。

2. 施設賠償責任保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社）

<補償内容>

インターン対象者がインターン受入事業所におけるインターン実施中に過失により他人
に損害を与えた（他人にケガをさせたり、他人の所有物を損壊させた等）ことにより民法
上の規定により法律上の損害賠償責任を負った場合に補償対象となります（詳細は施設
賠償責任保険パンフレットの2ページ目をご覧ください）。（過失によりインターン受入
事業所の所有物およびリース・レンタル物件（免責5万円）を損壊させた場合を含みま
す。）

<主な補償対象外の場合>

インターン対象者の故意、地震・噴火・津波、自動車・原動機付自転車および構内専用車
両を使用・管理中の事故等。また、台風等の自然災害による事故の場合には、不可抗力と
して補償対象外となることがあります（詳細は施設賠償責任保険パンフレットの10ペー
ジ目をご覧ください）。